

坂町命名権取得企業等募集要項

1 命名権の概要

(1) 目的

坂町では、次の2つの目的のため、町が所有する公共施設等に愛称を付すことができる権利（以下、「命名権」という。）を取得する企業等を募集します。

- ア 安定的な自主財源確保による持続可能な施設運営と住民サービスの向上
- イ 地元企業等への地域づくりへの参加・貢献機会の提供

(2) 収入の使途

命名権の導入により町が対価として得た命名権料は、当該施設等の維持管理費用や運営費用のほか、関連施策・事業推進のための費用に充てます。

2 命名権募集対象施設の概要

別紙、「命名権募集対象施設個票」を参照してください。

3 命名権の条件

(1) 愛称の基本条件

- ア 施設の愛称として、企業名、商品名（ブランド）等を付けることができます。ただし、条例に規定する施設の名称は変更しません。
- イ 対象となる施設等にふさわしく、親しみやすいものとします。
- ウ 施設の所有権、経営等に影響を与えないものとします。
- エ 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けることができません。
- オ 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する愛称を付けることができません。
- カ 命名権を他者に譲渡・貸与することはできないものとします。
- キ 契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、町が認めた場合を除きます。
- ク 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、町が無償で使用できるものとします。

(2) 契約金額、契約年数及び愛称の特別条件

「命名権募集対象施設個票」を参照してください。

(3) 商標登録

命名権に対する商標登録は、原則認めないこととします。

(4) 第三者による愛称の使用

第三者が愛称を使用することを妨げません。

4 特典の付与等

町が命名権取得企業等に付与する予定の特典は、次のとおりです。

(1) 施設等表示の変更

- ア 命名権取得企業等は、施設等表示の変更ができます。
- イ 命名権取得企業等は、町に対して新たな愛称看板の設置を提案することができます。

- ウ 愛称看板に一定の制限が生じるとともに、別途手続きが必要となる場合があります。
- エ 施設等表示の変更及び維持管理にかかる費用は、命名権料とは別に命名権取得企業等の負担とします。
- オ 契約期間終了後の原状回復にかかる費用は、命名権取得企業等の負担とします。
- カ 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、可能なものについて行うことができます。また、その場合、町や関係機関が表示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。

(2) 愛称の使用

- ア 町は、愛称の使用に努めますが、利用者の混乱を避けるため、当分の間、愛称に条例上の名称を併記する場合があります。
- イ 町が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更等に係る費用は、町が負担しますが、既存の印刷物からの移行時期等は別途協議します。

5 参加条件

応募できる者は次の条件を全て満たしている者とします。

- ア 坂町内に、本店、支店、営業所、工場、店舗等を有する法人であること。
- イ 命名権取得事業者としてふさわしい資力及び信用を備えた法人であること。
- ウ 政治団体・宗教団体及びその関連団体等でないこと。
- エ 国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にあるものが役員を務める団体でないこと。
- オ 応募書類の提出時点で、公租公課を滞納していないこと。
- カ 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である。
 - (イ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している。
 - (ウ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。
 - (エ) (ア)～(ウ)のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (オ) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある。

6 受付窓口

坂町総務部総務課総務係

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

電話 (082) 820-1510

メールアドレス soumu@town.saka.lg.jp

7 日程

募集から愛称の使用開始までの日程は、次のとおりです。

内 容	期 日
① 招募	随時受け付けます。ただし、第一申込者を受け付けた時点で、受付を終了します。
② 質問・照会の受付	随時受け付けます。
③ 質問・照会の回答	質問・照会受付後、概ね7日以内
④ 審査（書類審査）	参加申し込みがあったものについて、概ね1か月以内に審査します。
⑤ 審査結果の通知	審査終了後、速やかに通知します。
⑥ 協議	結果通知後、概ね1か月以内
⑦ 協定の締結	協議合意後、概ね10日以内
⑧ 命名権料支払い	協定締結後、協定期間開始までに
⑨ 愛称の使用開始時期	協定締結時に協議します。
⑩ 施設表示等の変更	協定締結後

8 参加の手続き

参加申込書兼誓約書等に必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

(1) 提出先

「6 受付窓口」に提出してください。

持参の場合は、開庁日の午前8時30分から17時30分までの間に提出してください。

郵送の場合は、宛先を「坂町 総務部総務課総務係」、封筒に「命名権応募書類在中」と記載し、簡易書留で投函してください。なお、受付日は参加申込書等が到達して受理した日とします。

(2) 提出書類

書 類 名	提出部数
参加申込書兼誓約書（様式第1号）	1部
応募者の概要（様式第2号）	1部
事業者の事業内容の分かるもの（パンフレット等）	5部
直近3年分の損益計算書又は決算書	1部
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行後3か月以内のもの	1部
印鑑証明書 ※発行後3か月以内のもの	1部

(3) 資料の配布

募集要項、提出書類の様式、その他公募に関する資料は、坂町のホームページからダウンロードしてください。

(4) 提出書類の様式

- ア 提出書類は、A4判とします。文字の大きさ、書体の指定はありません。
- イ 言語は日本語、通貨は円とします。

(5) 提出書類の取扱い

- ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、町長が本募集に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本件に係る情報公開請求があつた場合には、坂町情報公開条例（平成16年条例12号）に基づき、応募者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあります。
- イ 提出書類に含まれる商標権等の各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は、応募者が負うものとします。
- ウ 提出書類は、本募集の審査以外の目的で使用しません。
- エ 提出された書類は、返却しません。

(6) 参加資格の取消し

次の場合に、参加資格を取消します。

- ア 提出された書類に虚偽の記載等が判明した場合
- イ 参加申込後に参加条件を満たしていないことが判明した場合

(7) 参加の辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届（様式第4号）」を提出してください。

9 質疑の受付及び回答

命名権取得企業等募集に関する質疑は、全て「質問疑義照会書（様式第3号）」によるものとします。質疑がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

随時受け付けます。

(2) 提出方法

「質問疑義照会書（様式第3号）」を、電子メールで提出してください。

電子メールを送信する際の件名は、「命名権公募に関する質疑について
【事業者名】」としてください。

(3) 提出先

坂町総務部総務課総務係

メールアドレス soumu@town.saka.lg.jp

(4) 回答日及び回答方法

「質問疑義照会書（様式第3号）」提出後、概ね7日以内に回答します。

(5) その他

審査に関する質問は一切受け付けません。

10 審査(書類審査)

参加申込書の提出があったものについて、概ね1か月以内に審査し、命名権取得事業者の候補者を決定します。

審査は、「坂町命名権審査委員会」が行います。応募書類をもとに、内容について総合的に審査します。

(1) 審査項目

項目	内容	配点
経営安定性、適格性	経営状況等・社会貢献活動(CSR等)に関すること	30
愛称好感度	施設の愛称としてのふさわしさ(親しみやすさ、イメージ整合)	30
提示条件	命名権料	40

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに通知します。

(3) ヒアリングの実施

参加申込書提出後、必要に応じて施設所管課がヒアリング(聞き取り調査)を行います。その場合は、詳細を別途通知します。

(4) その他

ア 審査の結果、一定の基準を満たしていないと町が判断した場合は、命名権取得事業者を選定しないことがあります。

イ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

11 契約

(1) 契約の締結

命名権取得事業者を公表後、速やかに町と候補者の間で契約内容について協議を行い、契約を締結します。

なお、契約締結までの間に、候補者が本要項の資格条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 調印式の開催

命名権取得事業者決定のPRのため、調印式等を開催します。日程については、別途協議します。

(3) 契約の更新

契約期間満了後の更新については、優先的に町と交渉できることとします。

(4) 契約の解除

契約締結後でも、本要項の資格条件を満たさなくなった場合は、契約を解除することができます。その場合には、既納の命名権料は返却しません。

また、施設表示等を変更した場合は、速やかに原状回復を行うとともに、その現状回復にかかる費用は、命名権取得事業者の負担とします。

命名権募集対象施設個票

施設名	横浜公園
所在地	坂町鯛尾二丁目
施設内容	<p>面積：5.8ヘクタール</p> <p>美しい瀬戸の島々が一望でき、緑がふんだんにあり、鳥のさえずりが聞こえる公園。公園内には、休憩広場、自由広場、憩いの広場、探索の丘、梅園、桜園などの人と自然とのふれあいをテーマにした広場がゆったりとレイアウトされています。梅、桜、もみじ、つつじ、椿をはじめ大小14,000本余りの樹木が来園者を楽しませてくれます。</p>
料金	入場無料・駐車場／200円（7:00～22:00）
休館日	なし
年間利用者数	9,428人（令和6年度）
命名権料の下限額	100万円／年間（税込み） ※ 上記金額以上で提案してください。
愛称の使用期間	愛称の使用開始から5年間
愛称条件	<u>愛称の中に、「横浜」及び「公園」又は「パーク」を入れてください。</u>